

**【新設】（指定自動車教習所を設置するものであるかどうかの判定の時期）**

**43(4)－2** 法人が、措置法第43条第1項の表の第3号の上欄に規定する「指定自動車教習所として指定された……自動車教習所を設置するもの」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

**【解説】**

1 本制度の適用対象となる法人は、青色申告書を提出する法人のうち、自動車の運転に関する技能及び知識の教授に係る学習支援業を営む中小企業者等で道路交通法の指定自動車教習所として指定された自動車教習所を設置するものとされている（措法43①三）。

このため、適用対象法人に該当するかどうかの判定をいつの時点で行うべきかということが問題になり、この判定の時点としては、例えば、①期首、②特定設備等の取得等をした時、③特定設備等を事業の用に供した時又は④期末などが考えられる。これについては、本制度が、道路交通法の立法の趣旨に沿って適用対象資産である専ら自動車教習所における学習支援業の用に供される道路交通法の準中型自動車であって専ら貨物を運搬する構造のものうち、主として同法の準中型自動車免許を受けようとする者に対する教授に使用される一定のものの取得等をして事業の用に供することにインセンティブを与え、税制面から支援する特別措置であるということを踏まえると、本制度は、上記の適用対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日のいずれにおいても、適用対象法人たる状況を備えていることが制度上の要請であるといえる。

2 そこで、本通達において、本制度の適用対象法人に該当するかは、上記の適用対象資産の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により判定することが明らかにされている。したがって、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日において、「指定自動車教習所として指定された……自動車教習所を設置するもの」に該当する法人であれば、期首又は期末においてはこれに該当していなくても本制度の適用は認められるということになるが、一方で、その取得等をした日においてこれに該当していたが事業の用に供した日にはこれに該当しなくなった場合や、その事業の用に供した日にはこれに該当するものの、その取得等をした日においてはこれに該当していなかった場合には、本制度の適用はないということになる。

3 連結納税制度においても、同様の通達（連措通68の16(4)－2）を定めている。